



# 生徒指導だより 第8号

令和5年7月

## 1. 夏休みの生活のきまり

3年生 夏休み Ver

### 1 命や身の危険につながる行為はしない。

#### ① 交通ルールをしっかりと守る

#### ② 水難事故には気をつける

- ・保護者同伴で行くこと。
- ・海で泳ぐときは、監視員がいる開設された海水浴場で泳ぐこと。
- ・波が高い時や、風が強い時は、海の近くには行かないこと。
- ・離岸流に注意をすること。＊離岸流とは、沖方向に流れるとても早い流れ
- ・用水、河川に近づかないこと。
- ・おぼれている人がいたら警察 110 番、消防 119 番、海上保安庁 118 番へ連絡すること。

#### ③ 不審者に気をつける

- ・可能な限り複数で行動し、人気のない場所に近づかないこと。
- ・不審な人物の誘いにのらないこと。（車に乗らない）
- ・不審者に遭遇した場合に逃げ込む場所を確認しておくこと。
- ・子ども 110 番の家を確認するなど緊急時行動を確かめておくこと。

#### ④ ネットの使い方に気をつける

- ・SNS やメール等で他人を傷つけるようなことをしないこと。
- ・自分や他人の個人情報をネット上に載せないこと。＊写真、動画も含む
- ・出会い系サイトは利用しないこと。

#### ⑤ 子どもだけで出入りしてはいけない場所には行かない

##### <保護者・指導者の同伴でも出入りしてはいけない場所>

ゲームセンター(大型店舗のゲームコーナーも含む) インターネットカフェ まんが喫茶

##### <保護者・指導者同伴でなければ出入りしてはいけない場所>

校区内外に関わらず ＊保護者の送迎だけの場合は不可

ファミリーレストランやファストフード店等の飲食店、映画館、遊園地、コンサート、ボウリング場、カラオケボックス、ディスカウントショップ、複合型エンターテイメント施設などの娯楽施設

★校区内の大型店舗へ行かなければならないときは、用事をすませたら素早く帰宅する。

★子どもだけで校区外へ行ってはいけない。

※⑤は白山野々市の全ての学校で同様である。

### 2 犯罪や非行に関わる問題行動をしない。

いじめ、暴力、器物破損、万引き、乗物盗り、飲酒、喫煙、薬物乱用、有害玩具の購入や使用、深夜徘徊等の問題行動につながるがないように正しい判断をする。誘惑に惑わされない心、誘われた時に断る勇気がとても大切である。困ったことが起きる前に、保護者に相談する。

3 保護者同伴以外の外泊は禁止。

4 アルバイトは禁止。

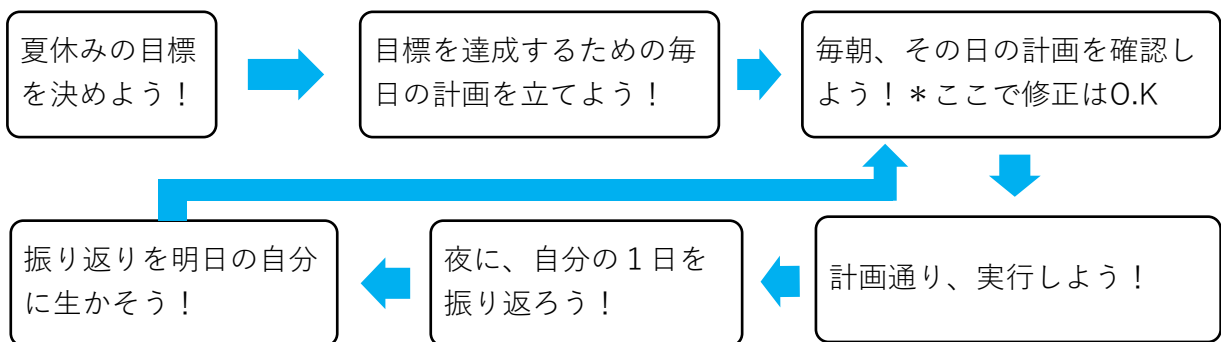
5 学校に登校する際は制服か体操服か部活動の服装とする。

6 外出の際は、どこへ、誰と、何をしに行くのか、何時頃に帰るのかを家族にしっかりと伝える。

## 2. 有意義な夏休みにするために規則正しい生活をしましょう

- ・ 早寝早起きする
- ・ 栄養のある食事を3食とる
- ・ 運動をする
- ・ 睡眠をしっかりとる
- ・ 勉強をする
- ・ 目標に向かって努力する時間をつくる

規則正しい生活をするために… 目標設定スキルトレーニングをやってみよう



この夏は「勝負の夏休み」です。部活動も進路実現に向けた学習も、今が大事なのです。過去の先輩の多くは、1年後の夏休みで「去年、こうしておけばよかった」などの後悔をする人が多いです。そのために、ちゃんと目標を持った40日間にしていきましょう。

『賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ』

## 3. 大切にしてほしいこと

為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり